

## 第5章 計画の実現に向けて

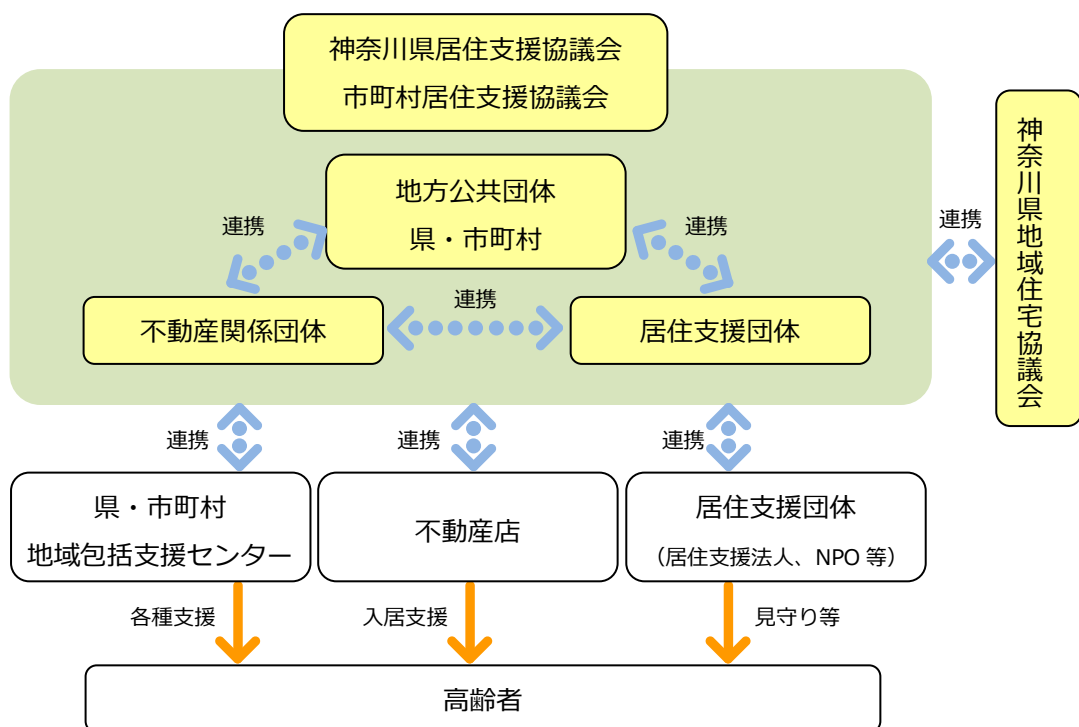
### 1 計画の推進体制

計画の基本理念である「人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」に即した施策の目標を達成するためには、部局横断的な連携や、県と市町村間で連携して取組む体制を充実強化する必要があります。

このため、神奈川県居住支援協議会や神奈川県地域住宅協議会<sup>1</sup>等の様々な場を活用して、県、市町村、不動産関係団体や居住支援団体等の民間団体で協議し、住宅施策と福祉施策が連携した実効性と継続性のある取組を推進し、高齢者を支援します。

さらに関係者間で、住宅、高齢者施設等及び介護サービスの制度や内容の情報を共有し、一体的に高齢者への支援を図ることができるようにネットワーク化を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居促進、高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進及び住宅地における高齢化問題や地域全体の居住機能の再生に関する協議等を進めます。

<居住安定を確保するための高齢者への支援のイメージ>



また、高齢者が住み慣れた住まいや地域で住み続けるためには、地域ごとの高齢者の住まいのあり方を考慮した施策を展開することが重要です。

<sup>1</sup> 神奈川県地域住宅協議会：地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第5条に基づく地域住宅協議会として、県、市町村、地方住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の公共住宅事業主体間における協力体制を強化し、公共住宅に関する各種情報の交流等を通じて、一体的な住宅施策の推進を図る組織。

そのためには、市町村においても、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（市町村の定める高齢者居住安定確保計画）を定めることができるため、県は市町村計画策定の支援をしていきます。

さらに、市町村が策定する介護保険事業計画やその他の関連計画等に高齢者居住安定施策を位置付けたり、記載内容を拡充することで、各種計画間での連携を図り、高齢者の居住の安定確保を目指します。

## 2 計画の進行管理

この計画は、将来の高齢社会を見据えた中で、計画期間である2028年度末までに実施すべき目標とその目標を達成するための施策を設定しています。

このため、目標と目標を達成するための施策の実施状況を把握し、的確に進行管理を行います。

また、計画の見直しについては、サービス付き高齢者向け住宅の登録時の情報を、県、政令市、中核市で共有するなどして実態をより詳しく把握し、県として支援すべきサービス付き高齢者向け住宅を検討するとともに、「神奈川県住生活基本計画」及び「かながわ高齢者保健福祉計画」と調和を図りながら行っていきます。

### <進行管理のイメージ>

